

佐賀県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十一月二十九日から平成二十三年十二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久留米基山筑 紫野線	鳥栖市弥生が丘八丁目一番地先から 鳥栖市弥生が丘八丁目三番一地先ま で	平成二三・一一・二九